

<p>一〇九 (略)</p> <p>十 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇い管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五條の規定</p> <p>十三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成十八年法律第八十九号)第八八条、第九九条、第一百十條(同法第四十四條に係る部分に限る。)、第一百一十條及び第一百十二條(第十二号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百三三條の規定</p> <p>十四 (略)</p>	<p>一〇九 (略)</p> <p>十 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇い管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第一号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五條の規定</p> <p>(新設)</p> <p>十三 (略)</p>
--	---

附 則

この省令は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律附則第一条本文の政令で定める日(平成二十九年十一月一日)から施行する。ただし、本文の改正規定は、平成二十九年九月二十二日から、第十号及び第十二号の改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

○財務省令第五十四号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十一号)の施行に伴い、及び構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十八條の二第一項から第三項までの規定に基づき、財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十一日

財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

財務大臣 麻生 太郎

財務省関係構造改革特別区域法施行規則(平成二十年財務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「この条」の下に「及び第五条」を加える。

第三条第二項を削り、同条第一項中「第二十八條の二第一項第一号」を「第二十八條の二第一項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十八條の二第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、災害等により特区内農産物等(同項に規定する特区内農産物等をいい、当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。以下この項において同じ。)を原料として同号、同条第一項第三号又は第四号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により当該特区内農産物等をこれらの酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に

限る。)における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された農産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの、同項に規定する当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域以外の区域において採捕され若しくは養殖された水産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造された加工品で当該特区内農産物等と同一の種類のもとする。本則に次の二条を加える。

(製造する酒類の数量の範囲)

第四条 法第二十八條の二第二項の規定により読み替えて適用される酒税法第十一条第一項に規定する財務省令で定める数量は、各年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間をいう。)ごとに、同法第七条第二項第四号に定める数量とする。

第五条 法第二十八條の二第三項に規定する財務省令で定める場合は、同条第一項の規定の適用を受けて同項第三号に定める酒類の製造免許を受けた者が同項の構造改革特別区域内に所在する自己の製造場(当該製造免許を受けた製造場に限り)において飲用に供する場合とする。

附 則

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○国土交通省令第五十三号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十九年政令第二百四十六号)の施行に伴い、国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十一日

国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

国土交通大臣 石井 啓一

国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年国土交通省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(国家戦略土地地区画整理事業に係る事業計画等の意見書の審査の方法)</p> <p>第十一条 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。)第二十八條第二項において準用する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第八條に規定する方法によつて口頭意見陳述(法第二十条第七項において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。)の期日における審査を行う場合には、審査関係人(法第二十条第七項において準用する行政不服審査法第二十八條に規定する審査関係人を</p>	<p>(国家戦略土地地区画整理事業に係る事業計画等の意見書の審査の方法)</p> <p>第十一条 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。)第二十三條第二項において準用する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第八條に規定する方法によつて口頭意見陳述(法第二十条第七項において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。)の期日における審査を行う場合には、審査関係人(法第二十条第七項において準用する行政不服審査法第二十八條に規定する審査関係人を</p>

いう。以下この条において同じ。の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて国家戦略特別区域会議が相

当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

(国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の意見書の審査の方法)

第十三条 第十一条の規定は、令第三十条第二項において準用する令第二十八条第二項において準用する行政不服審査法施行令第八條に規定する方法によつて口頭意見陳述(法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。)の期日における審理を行う場合について準用する。

附 則

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十九年政令第二百四十六号)の施行の日(平成二十九年九月二十二日)から施行する。

告

示

○内閣府告示第三千四十九号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十一号)の施行に伴い、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十七年内閣府告示第四十九号)の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>六 事業所内保育事業 児童福祉法第六條の三第十二項に規定する事業所内保育事業であつて、次のイからハまでに掲げるものをいう。</p> <p>イ 小規模型事業所内保育事業A型(小規模型事業所内保育事業(家庭的保育</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>「六 同上」</p> <p>イ 小規模型事業所内保育事業A型(小規模型事業所内保育事業(家庭的保育</p>

事業等設備運営基準第四十七条に規定する小規模型事業所内保育事業をいう。ロにおいて同じ。のうち、保育従事者が全て保育士(当該事業に係る事業所が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十号)第十二條の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合)にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士)であるものをいう。

「ロ・ハ 略」

「七〇二十二 同上」

二十三 三歳児配置改善加算 当該施設等において、三歳児十五人につき、教員、保育士(当該施設等が国家戦略特別区域法第十二條の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合)にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。第一条第五十九号を除き、以下同じ。等を一人配置する場合に加算されるものをいう。

「二十四〇五十八 略」

五十九 資格保有者加算 当該施設等における家庭的保育者(児童福祉法第六條の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。)が保育士資格(当該施設等が国家戦略特別区域法第十二條の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合)にあつては、児童福祉法第十八條の六に規定する保育士となる資格及び国家戦略特別区域法第十二條の五第五項に規定する国家戦略特別区域限定保育士となる資格をいう。看護師免許又は准看護師免許を有する場合に加算されるものをいう。

「六十〇六十五 略」

(特定地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準)

第五条 法第二十九条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第三に規定するものとする。ただし、

事業等設備運営基準第四十七条に規定する小規模型事業所内保育事業をいう。ロにおいて同じ。のうち、保育従事者が全て保育士(当該事業に係る事業所が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十号)第十二條の四第五項に規定する事業実施区域内にある場合)にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士)であるものをいう。

「ロ・ハ 同上」

「七〇二十二 同上」

二十三 三歳児配置改善加算 当該施設等において、三歳児十五人につき、教員、保育士(当該施設等が国家戦略特別区域法第十二條の四第五項に規定する事業実施区域内にある場合)にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。第一条第五十九号を除き、以下同じ。等を一人配置する場合に加算されるものをいう。

「二十四〇五十八 同上」

五十九 資格保有者加算 当該施設等における家庭的保育者(児童福祉法第六條の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。)が保育士資格(当該施設等が国家戦略特別区域法第十二條の四第五項に規定する事業実施区域内にある場合)にあつては、児童福祉法第十八條の六に規定する保育士となる資格及び国家戦略特別区域法第十二條の四第五項に規定する国家戦略特別区域限定保育士となる資格をいう。看護師免許又は准看護師免許を有する場合に加算されるものをいう。

「六十〇六十五 同上」

(特定地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準)

第五条 法第二十九条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第三に規定するものとする。